

近世農民の「役」について：松本藩における本百姓の性格

青木, 良子 / Aoki, Yoshiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

80

(発行年 / Year)

1957-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011827>

近世農民の「役」について

—— 松本藩における本百姓の性格 ——

青 木 良 子

はじめに

ここ数年来、我国における封建領主制の確立、とくに太閤検地をめぐる諸問題に関して、社会経済史の分野の研究者の間で熱心な討論が繰返されてきた。就中、昭和二十九年後藤陽一氏が初期本百姓は領主に対して特定の夫役負担義務を持つ農民であり、本百姓の性格を決定するものは、御役ないし棟役にあるとの見解を発表されたことは、これまで今井林太郎・古島敏雄・故藤田五郎らの諸氏によって切開かれてきた本百姓論にさらに一步を進めるものとして注目される。¹⁾ 同じ頃発表された宮川満氏・永島福太郎氏や遠藤進之助氏らの論文もこの見解を確めるものであった。

松本藩については、近年、金井圓氏の論文「松本藩における幕藩体制の確立」⁵⁾が同じような観点に立って発表されているが、それは充分に論じ尽しているというよりは、むしろ戦前の地方史誌の誤りを正し、新しい視角を設定しようとした試論である。昭和二十九年に出版された「松本藩松川組大庄屋清水家文書」⁶⁾は、この藩の領域における鄉村行政の実体や封建社会の基底部をなす鄉村内部の構造が如何なるものかについて、一層詳細に知らせてくれる史料集である。

金井氏によれば、松本藩における幕藩体制の確立期は、天正十年小笠原秀政の入封以来数次の改易移封のあった約七十年を経て、水野忠職^{忠職}のもとで行われた慶安検地に至る期間であり、氏は、この藩の本百姓の性格を慶安検地に際して設定された「役」の究明によって探求しようとされたようである。⁷⁾ 勿論、清水家文書は部分的には氏も引用されたが、本書刊行以前であつたため所収文書のすべてについての研究は未だ行われていない。小論では、金井氏の右の問題提起に導かれ

ながら、松本藩という領域を限り清水家文書を中心に「役」とは何かを解明してみたい。⁽⁸⁾

1 「役」の形成

(1) 松本藩における「本百姓」の表現

近世農民の基本的階層を本百姓とし、その一般的形成の過程に幕藩体制の成立の一表徴を認めることは、ほぼ定説となっている。⁽⁹⁾ しかしながら、ひとしく、幕藩領主の土地台帳たる検地帳にその所持地とともに登録され、石高制による本途年貢と小物成、小役などの複雑な多くの税目からなる封建貢租を藩一体の賦課方法を本途に村毎に賦課されたものを、漠然と本百姓とよぶのではない。一方に、本百姓は農奴であるかないかという比較経済史の議論があるが、他方で、わが幕藩時代の本百姓とは本来何であったかというきわめて単純な疑問があることを念頭におかねばなるまい。⁽¹⁰⁾

松本藩で「本百姓」の名称ががはじめで見えるのは、近世的秩序の確立を示す慶安検地においてである。つぎの史料は検地帳に屋敷を登録された「本百姓」が「本屋敷」とも呼ばれ、石高で表わされる年貢高の大小にかかわらず「屋敷免」⁽¹¹⁾「屋敷引」の基礎控除が予約されていることを示している。

1 〔慶安三年三月 上一本木村検地帳〕⁽¹¹⁾

(末尾)

田畑都合 三拾四町八反貳畝廿四歩

分収合二百四拾五石九斗壹升五合八勺

内

拾九石内拾六石ハ 本屋敷 拾六間分

半屋敷 六間分
門屋敷 屋敷ニ引

残而貳百貳拾六石九斗壹升五合八勺 定納

(下略)

2 〔慶安四年霜月 信州筑摩郡 山家組 湯原村 検地帳〕⁽¹²⁾

(末尾)

田畑都合九町七反四畝廿九歩

此糶合百五拾三石八斗七升八合

内 拾四石四斗者 本百姓 拾貳軒ニ引

貳石四斗者 門屋 三軒 ありき 屯間引

引方ハ拾六石八斗

残而百三拾七石七升八合 定納

(下略)

金井氏の説明に従えば、松本藩における「屋敷免」は、既に小笠原秀政の慶長検地の頃に行われていたといわれる。その頃から非血縁分家と考えられる門百姓や血縁分家と考えられる分附百姓を徐々に検地帳に登録して、分立可能な農民を放出せしめているが、彼らは未だ、門附主及び分附主の経営内にあり、屋敷地を持っていない。慶長十九年の安曇郡の年貢割付状たる定納帳に「拾石貳斗四升、此外五斗屋敷出ス。山作助右エ門」の如く記載され、村内の屋敷地を有する名請人に對して、二石、一石または五斗と評価された「屋敷引」が割当てられているのがその初出である。次の総検地の行われた寛永年間にも、門・分附百姓の分立は次第に進捗し、総作地の記載も見える寛永十五年の上一本木村検地写帳によれば、名請人二五人中、村内の屋敷地所有者一九人に對して貢租額から「屋敷免ニ引」として一定額を控除しているが、分附門百姓には「屋敷免」の控除も行われていない。⁽¹⁴⁾豊科町誌によれば、寛永四年の堀金村の検地帳では放出した門百姓に「屋敷免」を与えているという。⁽¹⁵⁾しかしながら、松本藩において幕藩体制の下部構造にふさわしい「本百姓」の形成、農民身分階層の編成は慶安検地を俟たねばならなかったのである。

(2) 「本百姓」と「屋敷免」の関係

第1表は、慶安三年松川組の「高辻組鑑」⁽¹⁶⁾によって知られる慶安検地直前の「屋敷免」の分布を示している。これによれば、この地域では必ずしも屋敷石盛がそのまま上畑斗代ではなく、「屋敷免」の方が上畑斗代より多い場合も、少ない場合もあったことが知られる。⁽¹⁷⁾そして「屋敷免」は、屋敷の広狭にかかわらず「本屋敷」(「本百姓」)は一般に一石と評

第 1 表 慶安検地直前における松川組諸村の屋敷免

村 名	上 斗 代	総 数		半 屋 敷		門 屋 敷		本 屋 敷	
		石	軒	石	軒	石	軒	石	軒
耳塚村	1.1	28.0	(29)	1.0	(2)	0	(0)	(27.0)	(27)
嵩下村	0.9	39.0	(42)	2.0	(4)	1.0	(2)	(36.0)	(36)
新屋村	0.9	38.5	(41)	1.0	(2)	1.0	(2)	(36.5)	(37)
古厩村	0.9	30.5	(31)	0	(0)	0.5	(1)	(30.0)	(30)
立足村	0.9	12.0	(12)	0	(0)	0	(0)	(12.0)	(12)
鼠穴村	0.6	15.0	(16)	0.5	(1)	0.5	(1)	(14.0)	(14)
細野村	0.9	15.0	(15)	0	(0)	0	(0)	(15.0)	(15)
板取村	0.9	20.0	(22)	2.0	(4)	0	(0)	(18.0)	(18)
松川村	0.8	84.5	(90)	※0.5	※(1)	5.0	(10)	(79.0)	(79)
西山村	0.8	28.8	(38)	3.6	(8)	1.8	(4)	(23.4)	(26)
須沼村	0.9	19.5	(26)	3.0	(6)	3.0	(6)	(13.5)	(14)
下一本木村	0.9	17.0	(20)	2.5	(5)	0	(0)	(14.5)	(15)
上一本木村	0.9	19.0	(22)	1.0	(2)	2.0	(4)	(16.0)	(16)
清水村	0.9	27.0	(31)	1.0	(2)	3.0	(6)	(23.0)	(23)
合 計		393.8	435	18.1	37	17.8	36	357.9	362

注 1. ※は隠居

2. 括弧内の数字は推定値

3. 合計欄は集計数字

4. 西山村の屋敷石盛は斗代0.9石である。

価された額を与えられ「半屋敷」(「半百姓」)「門屋敷」(「門百姓」)はその半額を与えられていることがわかる。即ち、「本屋敷」が一軒前の「屋敷免」を基礎控除されたことは「本百姓」身分を決定する重要な契機であったと思われるが、単に「本屋敷」が「本百姓」身分を意味するだけでなく次章で明らかにされるさまざまな義務を負うていたのである。

所三男氏は、近世初期の人畜帳や人別帳について考察され、戦国期から近世初期の頃、年貢を上廻る国役・普請役等の夫役の徴収は人畜帳または人別帳と呼ばれる課役台帳の調製によらねば計画出来得ず、近世初期本百姓は、検地帳に登録耕地をもつ屋敷所有者であると同時に夫役を主内容とする本役を負担出来る役家に与えられた特定身分層であるとされたことは、本役負担者を本百姓と認める小論によってきわめて注目されることである。

次章では、松本藩の「役」の表現とその内容について述べてみたと思う。

Ⅱ 「役」の構造

(1) 松本藩における「役家」の表現

慶安三年六月「本役・半役・役なし家之覚、御検地之上にて屋帳」の冒頭には「屋帳ノ覚留、屯間ニ屯

第 2 表 慶安検地直後における松川組諸村の役家

(単位間)

村 名	本役	半役	門屋	庄屋	あり あき	鍛治	紙す き	おた か打	大工	屋敷免 なき家	計
耳塚村	26	4		1						9	40
嵩下村	34	4	2	2						17	59
新屋村	31	2	3	2	1			1	1	13	[54]
古既村	26		1	1	1	2				7	38
立足村	10			1	1					4	16
鼠穴村	12	1	1	1	1					10	26
細野村	13			1	1					10	25
板取村	23	4		2						10	39
松川村	60		隠居 11(1) 5	4	1	3	8	3		41	131
西山村	21	9		2		1	1			7	46
須沼村	21	2	7	1	1	2				5	39
下一本木村	13	5		[1]	[1]	2				3	25
上一本木村	11	2		1	1	1				[1+6] 3	26
清水村	13	14	5	1	1	2		1		8	45
計	314	47	35	21	10	13	9	5	1	[1+6] 147	609
原典合計	313	47	35	30		12	9	5	2	[1+6] 146	605

注. 角括弧内の数字は原典欠字の部分, [1+6]は[平右エ門, 門屋共]とあるもの。

石つゝ半役五斗つゝ被下候覚」とあり、第2表に示したような内容をもっている。これと、第1表の「屋敷免」の分布と比較検討すると「屋敷免」の基礎控除を受けたものの中、庄屋及びありきと称する吏員、大庄屋についた門百姓、鍛治・大工・紙漉・御鷹打などの職人を除き、一軒前の「屋敷免」を受けた「本屋敷」が「本役」となり、「半屋敷」が「半役」、「門屋敷」が「門屋」となっていることがわかり、「屋敷免」の控除を受けなかったものは「屋敷免なき家」として表われている。その中、特に「本役」と「本屋敷」との関係は清水家文書によって表示したのが第3表である。この表によって次の諸点が考察される。

一、松川組の「組鑑」による慶安検地直前の「本屋敷」軒数(A)と享保十一年「諸色指出帳」記載の「本屋敷」軒数(B)とでは、板取・須沼村で著しい増加をみる外、支配的には固定している。

二、慶安三年六月「松川組御検地之上にて屋帳」から示した(C)と「本屋敷」との関係は前述の通りであるが、「松川組中前々野山手勤百姓屋敷覚」の中「午ノ六月吉日松川組中軒」から示した(D)は(C)と同様の「役家」を把握しているものである。

第3表 松川組本役と本屋敷

(単位軒又は間)

村名	(A) 慶安 3.3 本屋敷	(B) 享保 11.4 本屋敷	(C) 慶安 3.6 庄屋・職人 ありき	(D) 延保 6.6 庄屋・職人 ありき	(E) 年 不 庄屋・川世話 と		(F) 享和 2 天和 2 本屋敷	
	本屋敷	本屋敷	本役 ありき	本役 ありき	年 本屋敷	庄屋・川世話 と	詳細 過勤不足	本屋敷
耳塚村	27	27	26	26	23	2	2	23
下屋敷村	36	36	34	34	33	2	1	33
新古立村	37	36	31	31	33.5	2	-0.5	33.5
鼠足村	30	30	26	26	25	2	-2	25
細板村	12	12	10	10	8	2	-1	8
野取村	14	14	12	12	10.5	2	-0.5	10.5
板松村	15	15	13	13	10	2	3	10
川山村	18	25	23	23	24	2	+1	24
西須村	79	79	60	60	[53]	[5]	1	53
下一本木村	26	25	21	21	23	2	+1	23
上一本木村	14	23	21	21	20	2	1	20
清水村	15	15	[2]	13	12.5	2	+1.5	12.5
合計	362	377	314	316	[305.5]	[30]	[19]	305.5
原典	377	377	312	316	29	28		306.5

注1.〔〕書は推定値

2. 職人の内訳は鍛冶・紙すき・鷹打・大工等である。

三、(E)に表示した年不詳の「松川組村々当時相勤軒役」⁽²⁹⁾によれば、これまでのありきに代り⁽³⁵⁾と頭が出現し、山廻、川世話、川越などの特殊な村役人がみえ、中期以降の史料と思われるが、これらを(B)の「本屋敷」から引いた軒数が「当時相勤軒役」に指定され、鍛冶・紙漉・御鷹打・大工等の名称は、村毎の軒数の末尾に「鍛冶一人」或は「大工一人」と記されている。尚、この史料に「勤過・勤不足」が出現していることは注目すべきことである。

四、享和二年「松川組村々勤屋丁并拔屋丁仕分帳」⁽²⁹⁾(F)によれば、中期以降の山廻り・川世話等特殊な村役人は「拔屋丁」とよび

れ「庄屋・組頭」は当然除外されるものとされ、村別の「勤^{つと}屋丁」を記載している。

この表に示さなかったが、「半屋敷」「門屋敷」は「半役」「門屋」として(C)及び(D)の史料に記載されているが、(E)及び(F)の史料には全くみえない。以上の史料を追跡していくと「屋敷免」と「役家」とは表裏一体の關係にあるもので、「本役」は「屋丁(帳)」「勤軒」「軒役」などとよばれていたことが判然としよう。しかも、かかる軒数は、次章でみる通り著しい分化があるにもかかわらず、享和二年(一八〇二年)に至るも、名目的に全く固定していることは「本百姓」株の固定的特性を明示しているものである。

(2) 「本役」の義務内容

既にみた通り、清水家文書に散見出来る「役家覚」や「仕分帳」等によって、封建領主は常に村毎の「本役」又は「勤屋丁」の一定軒数を保持・把握することに努めているが、それは何を意味するのであろうか。

はるか後年の史料であるが、明治二年十二月の松川組「屋丁取調書面」⁽²⁷⁾によってそれを窺い知られる。今、板取村・神戸新田村の例を示せば次の通りである。

屋丁掛りの品書上

- 一、屋丁銀出[○]銭之事。
- 一、御領分寄御普請有[○]之候節、人足并諸道具差出し申候事。
- 一、組御普請・村御普請之節、人足并諸道具差出し申候事。
- 一、御用伝馬差出し申候事。
- 一、竹伝馬・わらび伝馬、屋丁にて相勤申候事。
- 一、いばた・桿代・油荏之義も、右屋丁にて相勤申候事。
- 一、村方都て御用筋出来之節ハ、勤屋丁にて相勤申候事。
- 右之外、屋丁え相掛候品無御座候。以上。

一、神戸新田村之儀ハ、屋丁掛り之品無御座候。組御普請并ニ村御普請義ハ、人足諸道具共組屋丁と唱相勤候事。

松本藩の近世初期の夫役の徴収は過重であったといわれ、⁽²⁸⁾これを課するため、「役家」を指定して屋丁銀等の小物成を初

め諸種の労役に従事せしめたのである。元祿四年、藩から出された三十条からなる条目に、⁽²⁹⁾
 「往還之道筋御伝馬并公義御飛脚は不及申、往来之人馬無滞可出之(中略)領内之境目五里の津出しは、公儀御定たるの間、其積を以江戸扶持方米に附払ふへし(中略)往還之道橋令破損は、庄屋組頭見廻り早速可繕之、及大破其一郷として不成は、手代を以急度代官え告知らせ可修覆之(中略)従代官所用事申付刻不可油断、急用之儀令遅滞は庄屋与頭可為越度(中略)」等の規定がみえるのも「役家」の負担すべき「役」の具体的内容を指示しているものと考えられる。また、戸田家の編纂になる「雑事実記」⁽³⁰⁾後編には、次の記事がみえ、屯軒前屯人役を「本役」、屯軒前を二人で勤めるものを「半役」と称したことが知られる。

村方役勤之品

一、屋丁。二、鍵役。三、男役 十五才以上。

本役勤る者、其村々屋丁屯軒勤来者、但、屯人役也。

半役勤る者、屯軒役二人ニ而勤る者。

四半役勤る者、屯軒役四人ニ而勤る者。

新切百姓、其村新切場所ニ居る百姓。

門屋・門之者、役付之田畑持候へハ、本役も勤む。

無役。但、高掛外百姓。前々々役拔之百姓・紙漉・山廻りの類なり。

(中略)

抜人、其村外へ出候百姓。

右ニ本役勤者とあるハ、本屋敷・本役・本百姓何れも同様也。

以下項目をわけて「役」の実態を観察してみることになしう。

川除普請

松本藩域は松本平という盆地に立地し、いくつかの「河川をつくる扇状地を圍繞する山嶽の稜線を境界」に「組」という行政区劃が行われているのであり、その河川の氾濫⁽³²⁾をめぐる治水工事即ち川除普請は領主にとっても農民にとっても重

要な労役であつた。⁽³³⁾その義務は、本来「本百姓」に課せられたが「軒役」で負担しきれない場合は「鍵役」として「役家」以外のものまで動員し、危急にして重大なる場合は「男役」として一五才以上六〇才までの男子が動員させられた。⁽³⁴⁾先に引用した雑事実記の「村方役勤之品」として「屋丁・鍵役・男役」の三段階の記載があるのはそれを意味する。⁽³⁵⁾さらに治水工事は、その規模により幕府が諸大名にお手伝を課したように村水準・組水準で行われる「自普請」と「御領分寄普請」の段階があつた。

享保十年「山家組指上帳」⁽³⁶⁾には村別に橋の名前と長さが記載され、「村々橋之覚」と「外ニ橋の覚」の二口にわかれ、その前者の末尾に「破損之節御林之木申受橋ニ仕、橋数拾三ヶ所」とあり、後者に「九ヶ所、其村ニ而掛申候。⁽³⁷⁾中山和田境」⁽³⁸⁾と記されているのが、村役人の責任において行われた村水準の工事である。組水準の工事は、村々をつなぐ川の水難場をめぐる工事である。享和二年六月の「松川組成夏川除目論帳」および嘉永四年五月の「松川組村々川除目論見帳」⁽³⁷⁾によれば、松川組沿いの高瀬川の治水組合が二、三の村から構成され、必要な人足・材料の数値を丁場地籍別・担当村組合別に列挙してあり、藩の総括的な指令が出され、大庄屋の責任において普請人足が徴発された。強大な藩の権力によって領内の農民の労働力を徴発される寄普請は、藩役人の下見分があり藩の許可を得て行われるのである。この具体的な経過は、文化五年三月の「細野村板取村組合高瀬川筋寄夫一件」⁽³⁸⁾の通説によって知られるが、この時に領内から動員した農民は延六〇、五九〇人にのぼり、馬羅尾山から伐採した木材九、三七〇本を用いて施工されたのである。第4表は、五月十五日から十八日迄に行われた後普請における松川組の人足割である。第5表は、天保五年の成相組長尾組勘左エ門汐堀替寄夫に松川組の人足延六、九一七人が出勤した時の村別の人足割を示したものである。これによって、いずれも「勤屋丁」一軒前を基準にしていることが知られる。嘉永元年十二月の「神戸新田村組寄御普請役御免願」⁽⁴⁰⁾では「都て寄御普請之儀ハ屋丁ニて相動来候。御入用御普請ニ御座候ても組寄之儀ニ御座候得ハ右同様ニ相心得罷在候。当村ハ新開故屋丁ハ無御座候」と述べている。こうして徴発された人足の労働時間は、天保三年のこととして「朝日ノ出より日入迄、昼并ニ休、かいニてしらせ、遠村泊りニ参候事」⁽⁴¹⁾と規定され、人足が幾分か報酬を得たとしても、それは、村方の負担するところであろう。松川組の「出入一件書留帳」の文化七年の記事に「寄夫御普請入用金先例有之候て人別割並高割ニ仕来候」⁽⁴²⁾とあるよ

第4表 文化5年 細野・板取村寄
夫の後普請松川組村々人足割

村名	人足	勤軒	享和2年 勤屋丁
耳塚村	63	23.1	23
嵩下村	92	33.8	33
新屋村	88	32.3	33.5
古厩村	69	25.3	25
立足村	22	8.0	8
鼠穴村	29	10.6	10.5
松川村	144	52.9	53
西山村	65	23.8	23
須沼村	54	19.8	20
下一本木村	34	12.5	12.5
上一本木村	21	7.7	9
清水村	57	20.9	21
合計	738	271.5	271.5

注.1. 3月15日～18日迄後普請, 1軒につき2人7分2厘。2. 屋丁318.5軒のうち27軒板取・神戸新田村, 9軒富田新田村, 10軒細野村分抜ける。

第5表 勘左エ門汐堀替寄夫の松川
組村別屋丁の割付

村名	人足	勤軒	享和2年 勤屋丁
耳塚村	511	23	23
嵩下村	755	34	33
新屋村	722	32.5	33.5
古厩村	555	25	25
立足村	178	8	8
鼠穴村	233	10.5	10.5
細野村	267	11.9	10
板取村	533	24	24
松川村	1,154	52	53
西山村	533	24	23
須沼村	444	20	20
下一本木村	322	14.5	12.5
上一本木村	244	11	9
清水村	466	21	21
合計	6,917	311.5	305.5

注. 1軒に付 22人2分1厘の割

うに普請の諸経費は農民自身の負担するところで、封建的支配の特性が見出されるように思われる。

伝馬・御用伝馬

幕府の伝馬役も「屋丁」の義務であったが、その外松本藩では前記取調書面に見られるように藩用の御用伝馬があり、保高町についていえば、町庄屋から入用の都度、伝馬触が出され、竹・わらび・塩・荏等を、保高町より新田町まで附送ることが松川組「屋丁」の義務であった。⁽⁴³⁾ その一例を挙げれば次の通りである。⁽⁴⁴⁾

塩伝馬六拾七駄、未八月二日ニ遣し候様ニ、保高町庄や作之丞申参候(中略)

一、五太 板取村 一、七太 下松河村 一、四太 上松川(中略) 六十七太

下郷ハ馬参候。上郷ハ駄賃錢遣し申はつ也、八月二日申渡候。

助郷

幕府が、元禄七年に東海道・中山道に設けた助郷は、高百石につき二足・二人と定められた。⁽⁴⁵⁾

嘉永三年、木曾宿々差郷村に指定された筑摩郡一二五カ村は、定助郷をまぬかれる為に金納をもって代えているが「是迄相勤候当分助郷ハ相勤」ねばなら

なかつた。⁽⁴⁶⁾空前絶後の大課役といわれる文久元年の和宮降嫁の際の大助郷等、交通が盛んになるにつれて助郷も増加し農村を著しく疲弊させたが、これも「本百姓」の義務であつたのである。享保十年の「御用書留日記」に二条御番衆の中山道通過の時の記録があり、松川組は塩尻・本山・洗馬の三宿に加入馬を命ぜられ、四月九日から同月二十四日の中、九日に徴発された人足は延一、〇九〇人、馬一二疋に及び「人馬へ組中屋丁ニ割」、塩尻宿勤めは四月九日であるが「八日の晩着」を命ぜられているのがその一例である。⁽⁴⁸⁾

年貢の運搬

享保十一年「松川組諸色指出帳」に「附払之義ハ出口組之向寄え出シ津出シ五里之御定也。夫々先ハ御領主様駄賃御出シ之事ニ候」⁽⁴⁹⁾とあり、「津出シ五里之儀」は、秀吉以来の祖法により無償で百姓が行うべく規定されていた。従つて甲府払米、上州通り江戸御飯米は諏訪領金沢宿まで、江戸払米は上田領浦野まで払出していたが、過重なさし米（口米）と附払の難儀なことは、有名な貞享騒動で愁訴された一箇条で、以後甲州払米は塩尻宿までとされた程である。⁽⁵⁰⁾

御鳥狩

御鳥狩は、正保元年十二月、水野忠清が雉子を追いつて献上したのが始めて年一度十二月に行われた。⁽⁵¹⁾その実例の一つを清水家文書で具体的に知られる。天保八年の大庄屋清水半兵衛の「松川組御鳥狩控帳」⁽⁵²⁾がそれで、組内の農民約一、〇〇〇人を動員して二二羽の追鳥を上納している。⁽⁵³⁾残存する組鑑のいくつかに必ず「鳥拽」⁽⁵⁴⁾の見えるのは、人足のみならず、その資材もまた農民の負担であつたことを示している。

小人・郷夫・軍夫

水野氏時代に藩家臣団の最下位にあつて雑用に供された「小人」は、組毎に一定数が定められて郷村から徴発され、病氣・永暇・変死に際しては必ず替りを命ぜられ、⁽⁵⁴⁾給金は藩から支給されたが、僅少のため村々で余内金と称して補助して⁽⁵⁵⁾いた。貞享騒動で余内金は「百姓手前より半分弁出し申候所何共めいわく仕」といっているように大きな負担であつたことが知られる。

戸田家の治世には「小人」に代つて「郷夫」の出村がみられる。嘉永三年の松川組「郷夫」は三四名で江戸勤・松本勤

の別があり、給金は藩と郷村とで半々に負担した。⁽⁵⁷⁾

攘夷運動がピークに達した文久三年、松本藩は三年間浦賀砲台警固を命ぜられている。かかる時に領内の農民も「軍夫」として徴発されたが、文久三年に松川組から出村した「軍夫」は一二名で、この費用は拾石につき廿五匁三分六厘の割で村民に賦課された。⁽⁵⁹⁾

その他

以上の外、宗門御奉行様人足、⁽⁶⁰⁾検見人足、⁽⁶¹⁾川除普請や御鳥狩の時の藩役人遣人足^{つかにんぞく}など、藩役人の在方出張に際して、その役人のための人足があった。更に、元禄十六年の江戸の大火で、領主の屋敷が焼失した時の救援物資の輸送など、御用金の賦課とともに、必要に応じて色々な勞役が課せられたのである。⁽⁶²⁾

Ⅱ 「役」の崩壊

(1) 「役」の集中と分化

近世における初期本百姓の解体、新本百姓の成立、小作制度の進展は、何よりもまず、農業経営の規模の変化、農業技術の発達によるものであるが、上にみてきた「役」もまたそれに伴って変化を余儀なくされたものである。

既に示したように清水家文書の中期以降の史料に「勤過・勤不足」や雑事実記に「四半百姓」がみえるのは「役」が現実には分化の傾向のあることを暗示している。第6表・第7表は林文書を基礎にして、清水家文書で補足して作ったものであるが、松川組耳塚村の屋敷免及び石高の変遷を如実に示している。即ち、この村では、天明年間に本来一石の屋敷免所有者であった二七軒の「本役」は一二軒に減少し、五斗の屋敷免保持者は慶安検地直前の二軒から二四軒に増加し、以後「屋敷免」は四分の一ないし一六分の一にまで複雑に分割されたり、逆に、特定百姓のもとに集積されていること。現実の家数が六五戸より一二〇戸へと通増しているのにかかわらず、天明年間以後、軒数は四五軒前後の戸数を維持していること。同村の大半は一〇石未満の石高所持者で、文化七年以後は過半数が五石未満であること。宝暦元年の大高持二軒が安永九年には見えず、天保一三年以降新たな大高持が出現し、明治三年には消滅していること等が知られよう。

同組の下一本木村における明和三年の持高をみて(第8表)、庄屋源右衛門と隣村入作者平兵衛が三八石以上の大高

第 6 表 耳塚村の屋敷免の変遷

(単位間)

免	慶安 3 年 (1650)	天明 6 年 (1786)	享和 2 年 (1802)	文政 2 年 (1822)	弘化 2 年 (1845)	文久 2 年 (1862)	明治 1 年 (1868)
2					1		
1 $\frac{1}{2}$				1		1	1
1 $\frac{1}{10}$						1	1
1(1石)	27	12	11	10	11	10	10
$\frac{9}{10}$				1	1	1	1
$\frac{1}{2} + \frac{1}{3}$		1	1	1			($\frac{1}{2} + \frac{2}{3}$)
$\frac{3}{4}$			1	1	1	1	1
$\frac{2}{3}$		1	1	1	1	1	1
$\frac{1}{3} + \frac{3}{10}$					1		
$\frac{6}{10}$				1	1		
$\frac{1}{3} + \frac{1}{4}$				1	1	1	1
$\frac{1}{2}$	2	24	21	18	15	16	14
$\frac{1}{4} + \frac{1}{8}$		3		1	1	2	
$\frac{1}{3}$			3	2	1	3	3
$\frac{1}{4}$		6	6	3	8	6	9
$\frac{1}{6}$					1		
$\frac{1}{8}$			2	1		2	1
$\frac{1}{16}$					2		
合 計	29	47	46	42	46	45	44

第 7 表 耳塚村の石高の変遷

石 高	宝暦元年 (1751)	安永 9 年 (1780)	文化 7 年 (1810)	天保 13 年 (1842)	文久 3 年 (1863)	明治 3 年 (1870)
25石以上	2			1	1	
20 ~ 25			1			1
15 ~ 20	2	3				
10 ~ 15	4	3	3	2	1	
5 ~ 10	24	21	21	23	24	31
1 ~ 5	20	31	38	42	45	62
1 石以下	13	9	8	12	12	26
家数(実数)	65	67	71	80	83	120

第8表 明和3年下一
本木村持高

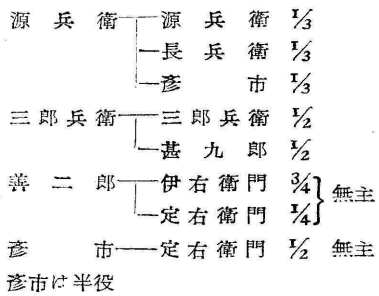
石 高	人 数
30石以上	2 (1)
15 ~ 30	
10 ~ 15	1
5 ~ 10	10 (1)
1 ~ 5	25 (2)
1 石以下	19 (13)
計	57 (17)
庄屋源右衛門 石高 38石以上屋丁3軒1分	

注. 括弧は入作百姓数
但内書

第9表 板取村の屋丁

免	慶安3年 (1650)	安永6年 (1777)
2 ½	軒 25	1軒
2		1
1 ¼		1
1		6
¾		5
⅔	4	3
½		13
⅓		3
¼		6
合 計	29	39

板取村屋丁の分化の一例



て作られた「屋丁」の台帳であり、分化の経過が知られて興味深い(第9表)。一例を挙げれば、庄屋甚九郎は本百姓として一軒、村役人として一軒の外三郎兵衛からの分割分半軒から成る二軒半を有し、本来の半百姓彦市の半軒前は早く定右衛門に移り、彦市は別に源兵衛より三分三厘を与えられたが、定右衛門は別に善二郎の屋丁二分五厘を得て七分五厘にな

持である一方、一〇石を維持しているものは市五郎一名のみで大多数は五石未満であり、この村に入作者が二割程あるので、同程度の出作があったにしても、零細農民が多かったことが知られる。史料の性質上「屋丁」を表示出来なかったが、源右衛門が三軒一分、平兵衛が二軒半もつのが「屋丁」の集積された例である外一軒分を維持しているものは市五郎のみで、外六分七厘から一分二厘に至るまで分化している。なお、持高二石以下の百姓一九名(内入作一三名)は「屋丁」をもっていない。

安永六年正月、松川組板島村の「持屋丁人別覚」はこの現実の動きに応じ

文化八年「嵩下村無主地書上帳」⁷⁾に、五人の無主地の持高と屋丁が併記されているのは、村毎に固定している「役」を明らかにし代勤せしめる必要からであろう。大庄屋清水又之丞の「宣事至要」^{7b)}には、嘉永三年九月頃、下一本木村では本来無役である村役人にも「村役人之義へ、普請勤人足之内へ相除キ候様相成候て、人数少ニ候得ハ役人たりとも相勤り候家内多ものハ相勤具候様」に要求され、村一四軒の「屋丁」のうち、一軒八分五厘（六名）の欠落分があり、「右ハ死失

或ハ後家等ニて村方ヘ差出之軒之由、是ハならシニ相成候」と本百姓全てに平等に賦課されている。文政二年三月の板取村の「無主地田畑屋敷免主附候証文書上帳」⁷⁶⁾によれば、村の総無主地と屋丁に対して村方より何人かに高割され、藩から御手当金が、村方から仕添靱が交付されている。その時主附された利平は「永代請取申屋敷免証文之事」なる証文を村役人に提出し、「畑二枚ニ屋丁三分三厘三毛三才」にあたる「彦市屋敷免畑」の主附を受けている。同書上帳に「外々之無主地田畑屋丁地迄」とか「当午ノ屋敷免支配仕御役義相勤御上納可仕候」などの文言があるのは「屋敷免」の田畑が「屋丁地」ともよばれ「屋敷免」が屋敷地以外の特定の田畑についていた場合のあることを暗示し、単に「役」が数値上のものでなく、特定の地籍に係属した觀念であることを示すのではなからうか。

以上の動機によって、中期以降絶えず「役」の分化がみられるが、しかしながら「役」が村を越え組を越えて移動することは恐らく許されなかったのであり、死亡・離村などによる「役家」の欠落も必ず現存の村民に転化された。

(2) 「役」の拡張と代勤

「屋丁」に表現される夫役を「軒役」が負担しきれない場合は「鍵役」も動員させられたことは既に述べたが、「軒役」が負担しきれないという度合がどの程度かは問題である。藩からの労役要求が増大するに従って「本百姓」は、その義務を機会をねらっては「鍵役」層に拡張し「鍵役」層はそれに反対して両者の間に対立がやまなかった。両者の紛争は「鍵役」が「軒役」から足役靱を貰うことによって示談となり「軒役」の屋丁拡張の意図が実現することが多かった。以下、清水家文書によって耳塚・下一本木・松川各村の「軒役」「鍵役」の公事出入を追求してみたい。

耳塚村の場合⁷⁷⁾

耳塚村の普請は、従来「軒役拾八軒ニて相勤、定法之通かき役御遣ひ被下候所」^(通)天明七・八年の烏川寄夫のさい「屋丁」「無屋丁」ともども出勤を命ぜられ、村方相談の上、天明九年以来、村役人の禁止にもかかわらず靱一石を「軒役」から「鍵役」へ足役靱^{あしやくゐ}(又は鍵役靱)を出し「鍵役」もまた「軒役並ニ」出勤した。が寛政九年に至って、寛政改革以来夫役が増加したのを理由に「鍵役」は「軒役」に「先年之通足役靱相返シかき役勤」になりたいとい出したのが、寛政九年の出入の原因である。これに対して「軒役」は「右割合被下候通り靱子相渡、是迄之通御普請相勤候様ニ被仰付被下置候様ニ」と村役人に願出、村役人は、軒役のみでは「日限通り不相済」と「軒役」に同情したが「鍵役」は「達てかき役勤

ニ仕度旨」顯出、困惑した村役人は「親方」(大庄屋)へ事情を訴えた。大庄屋は「村中一統被招呼御条目之旨」を仰渡すに止まり、村方と談による解決を村役人に任せた。村役人は「宅割五分之増糶ニて双方共得心仕」様に裁決し、「鍵役」は「軒役」から一斗五升の増糶で「軒役並ニ」出勤することに妥協した。更に、文化元年に「鍵役」の中五人組頭平十外八名は屋丁糶一石の割合で十年、一石一斗五升で六年勤めてきたが、「脇村同様ニ割合被成被下候」と願出た。村役人は「村方糶屋丁糶差出シ置申候上ハ屋丁役之義ハ私共屋丁無キ者エ渡シ置申候」と取合わなかったため、再度吟味方を同年三月願出た。平十等の訴えは、二年後の文化三年に至り「此後寄夫御普請有之候年ハ寄御普請一度ニ宅軒ニて糶宅斗宛相増差出可申」こととなった。この事件があつてから五十年後の下一本木村の出入をみてみよう。

下一本木村の場合

嘉永三年、下一本木村の「屋丁持」「鍵役」の出入に付大庄屋取扱いの示談があつた。大庄屋の役元記録「官事至要」(78)の記事をみると、出入の原因は嘉永三年の寄夫御普請のさい「諸木代割三分宅かき之者、三分二屋丁之ものへ割合」しようとしたけれども、「かきの者共先例無之事」として寄夫諸木代を出金しなかったことから「屋丁持」のものが訴訟をおこしたことにある。大庄屋の尋問に対して、村役人は「四五十ヶ年来此方ハ村中屋丁ハ糶差出ならシニ相成」鍵役」が三分の一出した先例を挙げ「屋丁」を支持した。「鍵役」は「得心之上出金仕候儀一切無御座」と先例のないことを述べ、さらに五・六年以前に普請が多かつた時増糶か軒を返上したいと掛合「軒之者へならし之義ハ相返シ屋丁持ニて勤来候」と寄夫は「屋丁」のみの義務であると主張している。こうして「彼是入組候ニ付」やがて上一本木村庄屋立入の上、翌年より五カ年は、自普請ばかりの時は宅石八斗を、寄夫の時は式石式斗ないし式石六斗の仕添糶を「屋丁」から村方に出し、現実の労役は「屋丁」鍵役」の別なく従事することになり、その年の寄夫出金は「屋丁」のみで勤めることで落着した。

松川村の場合

この村では前々より「屋丁免無之人別」も共に普請に出「軒持之者」より仕添糶を出していたが、安政四年八月、当初一石五斗のものが二石三斗にもなったため「軒役」は、軒持のものとさえ欠落・難渋し仕添糶の増額困難を訴えるのであつた。これは翌年六年、三カ年を限り次のような六カ条に亘る事項を決定し済口(内済)となった。

一、勤屋丁軒ハ四拾九軒、宅軒ハ糶宅石五斗宛差出候事。

但し五拾貳軒之内長百姓貳軒、川世話壹軒、殘四拾九軒

一、軒持無軒共ニ御普請相勤り可申程之者ハ屯人ハ粃三斗宛差出惣かき役之事。

一、難澁水吞人別屯人ハ粃一斗五升宛差出候事。

一、極難澁半水吞人別屯人ハ粃七升五合宛差出候事。

一、寄普請在之年ハ軒持方ハ無軒の方へ人別屯人ハ粃三斗宛差出候事。

一、御入用普請在之候年ハ軒持方ハ無軒の方へ為趣意と粃五斗宛差出候事。

但寄普請御入用在之候節ハ軒持ハ無軒方へ差加粃軒え割付之事。

(下略)

この松川村では、「軒持」さえ欠落・難澁して仕添粃の増額が困難だといっている点で、上の耳塚村・下一本木村の例よりさらに進んで「惣かき役」として農民各層が、その地位に応じて出金および出勤する形で「役」が拡張されていることが注意をひくであろう。また、川除普請の工事を行うのに入札で請負人を定め、請負人の責任において人足を雇入れ、木材を購入して施工される場合もあったことが、清水家文書の二、三の史料にみられる。⁽⁸⁰⁾安政元年の保高組吉野村では、近年屋丁割が倍增し、人足の買上げをしなくては間に合わなかったといわれ、或いは、村入用帳に多く出金している者は、現実の出勤は少なく、逆に夫銭の少ない者は実労働に多く従事した例があるといわれていることは、「役」が拡張される一方本役の義務である労役が水吞層に転嫁されてくるからであろう。⁽⁸¹⁾

むすび

以上で明らかにされたことは「役家」「屋敷免」「屋丁」「軒役」などの名辞が各々異なった名称や内容や機能を持つにもかかわらず、松本藩域の「本百姓」の法的・習慣的に基本的な権利・義務を象徴した「役」という觀念の種々な表現であり歴史的且特殊な意味で使われていたのではないか、ということである。藩権力が本百姓を基本的生産者として把握した近世郷村の農民階層関係は第10表の如く表示できるものではなからうか。慶安検地で設定された本百姓数は、その形成期に村内部で固定し、ほぼ江戸時代を通じて保持されたことは、水害の多い生産力の低いこの地域における藩財政の基礎がどんなものであったかを示している。彼等は村役人となり得る資格を有し、彼等の多くは名主・作人層の系譜を持ち、⁽⁸³⁾現在

第10表 農民階層関係

(A) 慶安段階

種別	住民	村役人	基本農民	その他			典拠
身分呼称	庄屋・ありき	本百姓	半百姓	門百姓	その他	慶安検地帳	
石高 (検地帳との関係)	持高	1町以上	1町以上 ～7反	1町～5反	1町～5反	9反以下	上一本木村検地帳・信濃611.12合併号719頁参照
	登録の有無	有	有	有	有	有	
屋敷免	軒数	1軒前 (1～2石)	1軒前 (1石)	半軒前 (5斗)	半軒前 (5斗)	無	文書〔一〕
	名称	本屋敷	本屋敷	半屋敷	門屋敷	屋敷免なし	
役の負担		無役	本役	半役	半役	無	文書〔六六〕

(B) 江戸後期

種別		住民	村 役 人	基 本 農 民	その他	典 拠
身 分 呼 称		庄屋・組頭・百姓代・作世話・山廻		小 前	水 呑	文書〔六一〕
石 高	持高	10 石 以 上	10石～2 石	2 石 以 下	無 高	文書〔六九〕
	名称	高 持 百 姓	高 持 百 姓	高持百姓	水 呑	文書〔三〕
屋 丁	軒数	1 軒 前 (1～2 石)	1～ ¹ / ₁₀ 軒前 (1～ ¹ / ₁₆ 石)	無	無	林家文書
	名称	拔 屋 丁	屋 丁 持	無 屋 丁	無	文書〔七一〕
役 の 負 担		無 役	軒 役	鍵 役	無	文書〔七六〕

- 注 1. 慶安段階の屋敷免なしは、石高を検地帳に登録されながら屋敷地の登録を受けない分附百姓及び若干の門百姓、入作百姓等である。
2. 鍛冶、御鷹打、紙漉、大工等の職人は本屋敷並の屋敷免を受けたが本表からは除外した。
3. (A)の屋敷免軒数と(B)の屋丁軒数は村毎に固定している。
4. 村方史料の分析をしてないため、なお不十分である。

でも「慶安のお下げ札」を持つ家は家格のある農家とされるから、彼等の子孫のみが明治維新に至るまで「本百姓」とされていたと考えられる。しかし、領主側が保持せんとした「本百姓」は中期以降、「役」が分割されて移譲または集中され、その負担をめぐり「軒役」と「鍵役」との間に対立が生じ、「役」が「鍵役」にまで拡張されると「軒役」「鍵役」の本来の意義が失われ、「軒役」の体面を保つのはひとり習慣や伝統に基づくのみとなるようであるが、藩権力は村内部の対立を激化させずにその夫役徴収を巧みに維持したのである。

本百姓の性格を封建的な観点からのみ説明してきたが、かかる本百姓は、さらに村内

部においても林野・用水の用益権や村政上の発言権を有したのであり、なお、在来⁽⁸⁵⁾の「村」を念頭において考察すべき問題が多いようであるが、この点は清水家文書のみでは不可能であるから今後の研究としたい。

註(1) これらの見解の展望としては北島正元「戦後の農村史研究を回顧して」史学雑誌六三ノ一〇、一一。永原慶二「太閤検地と初期百姓の性格」歴史学研究一七四。「戦後における社会経済史学の発達」社会経済史学二〇ノ四・五・六合併号等、いずれも昭二九。最近の学界の成果をまとめられた永原慶二「日本封建社会論」や、今井林太郎・八木哲浩「封建社会の村落構造」等昭和三十年も社会経済史に関する論考はおびただしい。

(2) 「太閤検地と家族構成」ヒストリア八一。

(3) 「公事家考」史学雑誌六三ノ三、昭二九。

(4) 「近世初期検地における『村』の成立」社会経済史学二〇ノ二。「徳川期に於ける『村共同体』の組成」史学雑誌六四ノ二昭三〇信濃六一四ノ七一五・昭二九一三。

(6) 近世村落研究会編「近世村落自治史料集」第一輯、これは昭和二八年の長野地区探訪史料を選択・分類した史料集で、その原本は長野県北安曇郡常盤村上一本木村清水家に現存し、その一部は写真フィルムに収められ、文部省史料館に保存されている。以下、これを「文書」と略称して用いる。

(7) 前掲論文、信濃六一八ノ七一二。とくに七一二、一二四頁参照。

(8) 金井氏の前掲論文の外昭和三〇年七月十三日国学院大学史学会夏期講座での同氏の講演は、筆者も傍聴して大きな示唆を与えられた。後に、氏は頸城文化第九号(昭三二)に「近世農村史料について」として発表されている。

(9) 幕藩体制に関しては古島敏雄「幕藩体制」平凡社「世界歴史事典」第一五巻所収昭二八。伊東多三郎「幕藩体制」アテネ文庫昭和三一。今井林太郎「幕藩体制の成立」河出書房「日本歴史講座」中世篇(下)所収。堀江英一「明治維新の社会構造」有斐閣昭二九。津田秀夫「江戸時代の三大改革」アテネ文庫昭和三一。前掲金井氏の「近世農民史料について」等参照。

(10) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」及び「意義」歴史学研究一六三、一六四、一六七。

(11) 清水家文書。

(12) 小林家文書。

(13) 前掲論文信濃六一九ノ七一二。尚「豊科町誌」(昭三〇)によれば門百姓の多くは土着した武士の同心被官であることを強調している(一一五頁及び一二四頁)。

- (14) 「豊科町誌」一一五頁。
- (15) 慶安検地は慶安二年から四年にわたって行われた総検地で、村毎の検地帳の外に、登録した百姓毎に田籍をまとめて小帳が交付された。これは他藩にみられないもので通称「お下げ札」といわれ、本百姓で屋敷免を受けたものは例外なく調製された。
- (16) 文書「二」八頁。
- (17) 「豊科町誌」記載の成相組・長尾組・保高組の屋敷石盛は上畑斗代並であったようである。
- (18) 「近世初期の百姓本役」有斐閣「封建制と資本制」所収、昭三一。
- (19) 文書「六九」二八九―二九一頁。
- (20) 「豊科町誌」では、本役・半役の区別は恐らく中世からの身分的な差別を示したもので、いずれも藩に対するものであるが門役は本百姓の特権であるとされている(二五頁)。
- (21) 文書「二」一二―三四頁。
- (22) 注19の文書。
- (23) 文書「六八」二九四―二九七頁。
- (24) 文書「六七」二九一―二九四頁。
- (25) いわゆる村方三役は幕政当初から設置されたものでなく、当初は庄屋の下に五人組が属していた。松本藩で庄屋の責任ある補佐役たる「組頭」は寛文以降にあらわれ、それ以前にみられる組頭はむしろ五人組頭的なものであった。平沢清人氏が「組頭と近世的村役人制度の確立」(信濃五ノ一、一二合併号昭二八)において村役人としての組頭が確立されたのは元禄年間でそれ以前の組頭は五人頭の「釣頭」であったという見解を発表されているが、この領域でも実証される。百姓代の出現は山廻・川世話等とともに中期以降である。
- (26) 文書「一一」三〇五―三〇七頁。
- (27) 文書「七七」三二―三一九頁。同文書によれば、その村々によって屋丁の義務に若干の相違がみられる。同文書中に見える「いはた」とはイボタノキに寄生するイボタカイガラムシの分泌物(白色の蠟)で小物成とされたもの。
- (28) 「松本市史」上巻及び「豊科町誌」一六五頁。
- (29) 文書「一〇二」元禄四辛未年六月被仰出候御条目写「四一五―四一八頁。
- (30) 戸田家編纂、松本市立図書館に松本史料叢書として抄写がある。

- (31) 前掲金井氏の論文・信濃六ノ四、二二七頁。但し、この点についてはまだ実証的な研究はされていない。
- (32) 「松本市史」上巻七九一頁以下及び安永七年、松本藩筑摩郡山家組十五ヶ村から幕府の道中奉行に願ひ出た助郷免除歎願書(桐原文書)の前文には「何れの村ニ茂谷合ニ住居罷在少之風通候茂山崩川欠等多年々出来仕候。普請諸人足夥敷相掛り其上西へ木曾川・梓川・犀川・高瀬川・保高河・右川々江六七里拾老式里有之候処年々人足差出し、既ニ当八月中高瀬川川除普請ニ付拾万余之人足高割を以差出し、至而難決之村方ニ御座候」とみえる。嘉永三年の助郷免除歎願書(文書(一七)一四八頁)をも参照。
- (33) 古島敏雄「近世日本農業の構造」日本評論社昭一八。
- (34) 「北安曇郡志」四四九頁。中井信彦氏の「文書」解説。鍵役の鍵は自在鍵のことで、世帯毎に課せられた村の労役(豊科町誌一六八頁)で男役の機能については文書(一〇)享保十六年御用書留日記(一〇五頁)にその一例がみられる。
- (35) 小林家文書。
- (36) 文書(七八)三二一―三二四頁。
- (37) 文書(七九)三二四―三二六頁。
- (38) 文書(八一)三二八―三六一頁。
- (39) 文書(一五)例之事書留一三九頁。
- (40) 文書(八四)三六三―三六四頁。
- (41) 注39の文書一三六頁。
- (42) 文書(一四四)四七三頁。
- (43) 注27の文書。
- (44) 文書(八)「元禄十六年末正月御用書留日記」八〇頁。
- (45) 「豊科町誌」一六九頁。
- (46) 注32の文書(一七)一四八頁。
- (47) 「松本市史」上巻六八八頁。
- (48) 文書(九)九六―九七頁。
- (49) 文書(二)四〇頁。尚、年貢の収納については金井氏の前掲論文信濃七ノ四参照。
- (50) 「信府統記」第二八、五一〇頁。「松本市史」上巻、八一九頁。

- (51) 「松本市史」上巻三八四頁。
- (52) 文書〔八九〕三七二―三七四頁。
- (53) 出勤人足は文書〔八八〕天保八年「松川組御鳥狩人足帳控」三六六―三七二頁。上納した追鳥数は文書〔八七〕同年「松川組追鳥仕分帳」三六五―三六六頁。
- (54) 注44の文書
- (55) 「松本市史」上巻、八一九頁。松本藩の職制については金井氏の前掲論文信濃七ノ五参照
- (56) 「信府統記」二八、五一〇頁
- (57) 文書〔一七〕嘉永三年「宦事主要」記載の「戌郷夫割」郷々取定之事四月廿五日会所にて一五〇―一五一頁。
- (58) 「松本市史」上巻四六五、六九一頁。
- (59) 文書にある軍夫関係史料は〔九〇〕文久三年「軍夫割帳」三七五―三七八頁〔九一〕浦賀御固郷夫割合帳」元治元年九月三七九―三八〇頁〔九二〕大坂軍夫給日割村別勘定帳」慶応元年十二月、三八〇―三八七頁〔九三〕「一昨丑歳以来軍夫取調帳」慶応三年六月、三八七―三九三頁等がある。
- (60) 文書〔九〕九六頁にその一例がみられる。
- (61) 文書〔二二〕御検見ニ付諸事書留帳」一八八頁に凶作であった天保九年の検見役人の御順郷に際してかれらの遣人足割がみられる。
- (62) 文書〔八一〕に川除普請御見分の際の遣人足、文書〔八九〕に御鳥狩の時の人足、文書〔八〕八四頁に御代官様御用人足、同、八七頁に江戸大火の時の人馬の徴発等がみられる。
- (63) 本表は一九五四年六月二六日中央大学で行われた社会経済史学会例会発表「近世における商品産生と村落自治」のうち、高田岩男氏報告資料に清水家文書で補足したものである。
- (64) 右同高田氏報告資料より引用。
- (65) 文書〔六九〕明和三年三月「下一本木村高帳井屋帳緒役帳」二九八―三〇二頁。
- (66) 文書〔七〇〕安永六年六月「持家丁人別覚」三〇二―三〇五頁。
- (67) 金井圓「五人組」平凡社「世界歴史事典」児玉幸多「近世農民生活史」吉川弘文館昭二七、金井氏の前掲論文信濃七ノ二。
- (68) 田村文書「田畑屋敷免共ニ引訳ケ之事」

- (69) 右同「讓渡申一札之事」
- (70) 文書「一六三」乍恐奉願上候口上書」五五一頁。
- (71) 田村文書「質入＝相渡申軒役之事」
- (72) 文書「一九九」質物＝入置申田畑之事」六〇六頁
- (73) 花岡文書「讓渡申屋丁軒役之事」
- (74) 文書「五七」二七七頁
- (75) 文書「一七」一五二頁
- (76) 文書「五八」二七八―二八一頁
- (77) 耳塚村の軒役、鍵役の出入史料として文書に「七二」耳塚村軒役鍵役出入内済証文」寛政九年三月、三〇七頁、「七三」耳塚村普請役出入願」文化元年三月、三〇八頁、「七四」「屋丁かき役出入済口証文案紙」文化三年三〇九頁等があり、右事件の一連の動きをまとめて「一四四」出入一件書留帳」享和二年十二月、四六九―四七三頁にみられ、これによって記した。
- (78) 文書「一七」一五一―一五二頁、本文で下一本木村の嘉永三年九月頃無役である村役人に普請勤を要求されているのはこの事件の時である。
- (79) 文書「七六」松川村軒役鍵役出入内済証文」三一〇―三一三頁による。
- (80) 文書「八」七四、八三頁「六」六三頁「八二」八三頁「三六一―三六二頁。
- (81) 「豊科町誌」二六七頁。
- (82) 金井氏の御教示による。
- (83) 注4の遠藤氏の論文。小論では村方史料の分析をしてないため、本百姓の系譜を明らかに出来なかったのは残念である。
- (84) 金井氏の御教示による。
- (85) 前掲金井氏の論文信濃六ノ二、一二合併号、七ノ一。
- (86) 北島正元「近世日本農村社会史」東京大谷書店昭二二。小野武夫「日本村落史概説」岩波書店昭一一、清水三男「日本中世の村落」日本評論社・昭一七。

附記 この研究につき、金井圓氏に種々直接御教示をいただき、活版文書以外の関係史料借覧の便宜を与えられた。